

第4回嬉野市議会定例会 (議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
85	議案第85号「嬉野市下水道事業の設置等に関する条例について」における附則による関係条例の改正等の整理表	1
87	【新旧対照表】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2
88	【新旧対照表】嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例	3
89	【新旧対照表】嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
90	【新旧対照表】嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
91	【新旧対照表】嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例	12
93	佐賀縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約 新旧対照表	15

議案第 85 号「嬉野市下水道事業の設置等に関する条例について」における附則による
関係条例の改正等の整理表

附則の 項番号	条 例 名	内 容
2	嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	廃止して、「嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を新たに制定
3	嬉野市部設置条例の一部改正	地方公営企業法適用になることにより市長部局から離れる事業を削除
4	嬉野市行政手続条例の一部改正	文言の追加
5	嬉野市職員定数条例の一部改正	下水道事業の分を追加
6	嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正	文言の修正
7	嬉野市特別会計条例の一部改正	公営企業会計になることから、該当部分を削除
8	嬉野市手数料条例の一部改正	文言の修正
9	嬉野市債権管理条例の一部改正	文言の追加・修正
10	嬉野市営浄化槽条例の一部改正	設置については、本条例で規定するため該当部分を削除 文言の修正
11	嬉野市下水道審議会条例の一部改正	文言の修正
12	嬉野市下水道条例の一部改正	設置については、本条例で規定するため該当部分を削除 文言の修正
13	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正	設置については、本条例で規定するため該当部分を削除 文言の修正 別表については、本条例で規定するため該当部分を削除
14	嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正	文言の修正

【新旧対照表】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(特別休暇)</p> <p>第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(頻繁な通院を必要とする治療として市長が別に定めるものを受ける場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p><u>(6)～(12)</u> (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(11)</u> (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業</u></p> <p><u>(4)</u> <u>嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

【新旧対照表】 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p>附則 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>附則 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p>

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよう

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳

とするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳

未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 （略）

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計

未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 （略）

算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力する

ことによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第

6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

【新旧対照表】嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

改正案			現 行			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
事業の内容		賦課基準	備考	事業の内容		備考
		国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合				
農林	農地・農業用施設災害復旧事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		農地・農業用施設災害復旧事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	施設	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内		施設	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
農業用施設災害復旧関連事業		前記農地及び施設の負担率の例による。		農業用施設災害復旧関連事業	前記農地及び施設の負担率の例による	
林道開設改良事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		林道開設改良事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
林地崩壊防止事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		林地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
県単ため池災害防止事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内		県単ため池災害防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
ため池等整備事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗		ため池等整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗	

	じて得た額の範囲内				じて得た額の範囲内		
県単農林地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			県単農林地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
県単農地災害復旧事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			県単農地災害復旧事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
県単さが農業農村振興整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			県単さが農業農村振興整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
地域活性化・生活対策臨時交付金事業	補助対象事業費の額に5分の1を乗じて得た額の範囲内			地域活性化・生活対策臨時交付金事業	補助対象事業費の額に5分の1を乗じて得た額の範囲内		
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内			地域農業水利施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内		
農業基盤整備促進事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			農業基盤整備促進事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
農地耕作条件改善事業	補助対象事業費から国の交付金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			農地耕作条件改善事業	補助対象事業費から国の交付金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		
建設急傾斜地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			建設急傾斜地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内		

急傾斜地崩壊 対策事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じ た額に2分の1を乗 じて得た額の範囲内		急傾斜地崩壊 対策事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じ た額に2分の1を乗 じて得た額の範囲内	
災害関連地域 防災がけ崩れ 対策事業	補助対象事業費から 国県の補助金を減じ た額に2分の1を乗 じて得た額の範囲内				

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約 新旧対照表

変 更 案	現 行				
<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山地区共同衛生処理場組合 杵東 地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施 設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町 村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組 合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東 部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖 地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企 業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環 境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西 部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天 山地区共同環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬 祭組合 佐賀県東部環境施設組合 多久小城 医療組合</p>	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山地区共同衛生処理場組合 杵東 地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施 設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町 村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組 合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東 部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖 地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企 業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環 境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西 部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 天 山地区共同環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬 祭組合 佐賀県東部環境施設組合</p>				
<p>別表第2（第3条関係） 組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1" data-bbox="177 1637 793 2040"> <tr> <td data-bbox="177 1637 368 2040">第3条第1号 に関する事務</td> <td data-bbox="373 1637 793 2040">小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施設 組合 杵島工業用水道企業団</td> </tr> </table>	第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施設 組合 杵島工業用水道企業団	<p>別表第2（第3条関係） 組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1" data-bbox="833 1637 1449 2040"> <tr> <td data-bbox="833 1637 1024 2040">第3条第1号 に関する事務</td> <td data-bbox="1029 1637 1449 2040">小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施 設組合 杵島工業用水道企業</td> </tr> </table>	第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施 設組合 杵島工業用水道企業
第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施設 組合 杵島工業用水道企業団				
第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 天山地区共同衛生処理 場組合 杵東地区衛生処理場 組合 鹿島・藤津地区衛生施 設組合 杵島工業用水道企業				

	<p>天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合</p> <p><u>佐賀県西部広域環境組合</u></p> <p><u>神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合</u></p>		<p>団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 <u>佐賀県西部広域環境組合</u></p>
第3条第2号から第6号までに関する事務	略	第3条第2号から第6号までに関する事務	略
第3条第7号に関する事務	<p>多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢</p>	第3条第7号に関する事務	<p>多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀</p>

	者医療広域連合 佐賀県西部 広域環境組合 伊万里・有田消 防組合 天山地区共同環境組 合 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組 合 <u>佐賀県東部環境施設組合</u> <u>多久小城医療組合</u>		県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊 万里・有田消防組合 天山地 区共同環境組合 神崎市・吉 野ヶ里町葬祭組合 <u>佐賀県東 部環境施設組合</u>
第3条第8号 に関する事務	略	第3条第8号 に関する事務	略
第3条第9号 に関する事務	略	第3条第9号 に関する事務	略
第3条第10号 に関する事務	略	第3条第10号 に関する事務	略